

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	
1	法務省	0500010	相続処理の代表相続人の選任	相続処理の代表相続人の選任	相続によって、相続開始時に被相続人に帰属していた財産は、相続人に承継され、共同相続の場合には、その財産を共同相続人全員が共同して売却等することができ、また、遺産分割をした上で、その財産を承継した者が売却等することができる。	民法896条、同法898条、同法899条、同法900条、同法906条乃至909条、同法251条等	C		土地利用事業において、相続が円滑に行われないことにより、代表相続人を選任することは、特区が否かによって区別すべき地域の特性が存在するとは考えられない。また、代表相続人が他の相続人の持分等をその同意を得ずに処分することを認めることは、他の相続人の所有権の重大な侵害となることから、憲法上の問題が生ずることになるため、導入は相当でない。				C-1						1419010	掛川市	福祉の森構想特区		
2	法務省	0500040	事業用定期借地権の存続期間の設定の自由化	事業用定期借地権の存続期間の設定の自由化	事業用定期借地権の存続期間は、10年以上20年以下と規定されている。	借地借家法第24条第1項	C	-	事業用定期借地権については、郊外型レストラン、量販店等の事業の企業者等、借地権設定者と同等の交渉力がある者が借主になることを想定しており、これらの事業のニーズが集中している10年以上20年以下の期間を存続期間として、更新、建物買取請求権等の規定の適用がない借地権の設定を認めたものである。仮に、事業用定期借地権の存続期間を自由化しても、借地権設定者と同等の交渉力を有しない社会的弱者である個人事業者等についても、普通借地契約ではなく、事業用定期借地契約の締結を強制されるおそれがあることから、その存続期間を10年以上20年以下に限定して法定化したものである。かかる趣旨にかながれば、特区区域内に限定したとしても、事業用定期借地権の存続期間の設定を自由化することは相当ではないと考えられる。	貴省からの回答では、借地権設定者と同等の交渉力を有しない社会的弱者である個人事業者等についても、普通借地契約ではなく、事業用定期借地契約の締結を強制されるおそれがあることから、その存続期間を10年以上20年以下に限定して法定化したことであるが、社会的弱者である個人事業者等を保護する仕組みを規定することにより、特区において本要望を実現できないか具体的に検討し回答された。			C-1	-					1394080	堺市	国際薬品薬座特区		
	法務省																						
3	法務省	0500050	団地内建築物の一括建替え決議に関する敷地共有要件の緩和	団地内建築物の一括建替え決議に関する敷地共有要件の緩和	現行区分所有法には、団地建築物の一括建替え決議制度はない。なお、未施行の建築物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第140号)による区分所有法の改正法(以下「改正区分所有法」という。)第70条では、団地内建築物の敷地が当該団地内建築物の区分所有者の共有に属していることを要件とする団地内建築物の一括建替え決議制度を新設することとしている。	改正区分所有法第70条	C	-	一団地内の建物であっても、各建物は各棟ごとに独立しており、ある棟の区分所有者は他の棟について何らの権利も有しておらず、当該建物について建替えを行うか否かは、各棟ごとに決するのが原則である。これに対し、改正区分所有法第70条では、団地内建築物の全部が区分所有建物で、その敷地が当該団地内建築物全部の区分所有者の共有に属しており、さらに、各建物が団地管理組合の管理対象とされている団地については、団地全体としての強い一体性を認めることができ、団地内の全建物の建替えを団地管理組合の集会で決定することにも十分な合理性があるといふことで、特に一括建替え決議の制度を新設することとしたものである。このような要件を満たしておらず、例えば、単に共同施設を管理するために管理組合を構成している団地において、管理組合の決定で一括建替え決議ができるものとする、管理組合の決定に拘束される根拠を欠くことにより、個々の棟の(区分)所有者の利益が不当に侵害されるおそれがあることから、特区区域内に限定したとしても、一括建替え決議の要件を緩和することは相当でない。	本要望の主旨は、少数住戸の集合住宅棟ごとの議決では、多数決原理が働かず建替えが進まないという問題を解消することにある。同主旨に鑑み、特区において要望を実現することができないか具体的に検討し回答された。			C-1	-							2053010	安藤建設株式会社	阿佐ヶ谷住宅団地再生特区
4		0500060	不動産登記に関する特例	不動産登記手続の簡素化	官公署が不動産に関し登記権利者として登記をする際には、登記義務者の承諾書を添付することを要する。	不動産登記法第31条第1項	C		憲法29条により私有財産権が保護されているところ、実定法上、所有権の移転がないにもかかわらず、登記名義人(相続人を含む。)の承諾なしに所有権移転登記を認めることはできない。	提案者の要望の主旨は、公道内の登記手続を簡素化することにより公道上の土地権利関係を明確にすることと土地関係のトラブルを未然に防止することにある。同主旨に鑑み、何らかの解決策を示せないか検討し、回答された。			C-1							1416010	掛川市	不動産登記簡素化特区	
				土地登記に関する権利者の撤廃	官公署が不動産に関し登記権利者として登記をする際には、登記義務者の承諾書を添付することを要する。	不動産登記法第31条第1項	C		憲法29条により私有財産権が保護されているところ、不動産登記制度は、登記名義人に第三者対抗力を付与し、その権利を保護する制度であり、その手続の適正を図るため、判決による場合を除き登記名義人(相続人を含む。)の登記手続への関与が不可欠であるから、登記名義人(相続人を含む。)の承諾なしに所有権移転登記を認めることはできない。	提案者の要望は、共有地や相続分についての権利移転がないにもかかわらずその登記をすることは、権利の保全及び取引の安全に資することを目的とする不動産登記制度の趣旨に反することになる。											1086010	川内市	川内市土地高度利用特区
5		0500070	土地区画整理事業施行中の区域内の土地の分筆登記申請の特例	土地区画整理事業施行中の区域内の土地の分筆登記申請の特例	従前地の所在、位置を現地において特定できない場合は、分筆登記申請は受理できない。	不動産登記法第31条ノ2、不動産登記事務取扱手続規則第123条	D-1		分筆の登記は、1筆の土地の個性を変更して、数個の土地を創設する登記であることから、1筆の土地の範囲を現地において正確に把握し、分割する土地がその1筆地の範囲内である、隣接地を包含していないことを現地で正確に確認することが最も重要な事項である。不動産登記法は、分筆によって新たに生まれる土地を正確に特定し、これを公示する目的をもって、分筆登記の申請書には、分筆前の土地の位置と現地のそれとを対照し、いわゆる図面混れを指摘(ことなり)し、その結果、土地の権利関係が不確定となつて土地取引や権利の保全を阻害し、ひいては登記所備付け図面等や表示登記制度に対する国民の信頼を失いかねない事態を生じる。したがって、図面上での分筆登記申請は受理できない。	貴省の回答は、D-1となっているが提案者の要望は図面上での分筆の受理であり、措置分類は「C」ではないが、また、提案の主旨を踏まえ、区画整理の事業区域内という地区の特性を考慮して提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示せないか検討し、回答された。			C-1								1053010	川口市都市整備部 区画整理事業課	土地区画整理事業推進特区
6		0500090	不動産登記法第146条の適用除外	不動産登記法第146条の適用除外	登記の抹消を申請する場合には、登記上利害の関係を有する第三者の承諾書を添付することを要する。	不動産登記法第146条第1項	C		仮登記権利者は、後日、本登記をすることによって、仮登記の順位において自らの権利について対抗力を有することから、仮登記名義人(相続人を含む。)の承諾なしに仮登記された所有権の抹消登記を認めることはできない。	提案者の要望は、登記手続を簡略化することにより所有権移転登記の円滑化を図ろうとするものである。例として、仮登記の抹消に特約を設けるなどの適切な措置を講じた上で提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示せないか検討し、回答された。			C-1								1417010	掛川市	旧リゾート施設用地利活用特区
7	法務省	0500100	集団和解に準じた方法による地籍調査事業の実施時における不動産登記法の弾力的適用	特区全域での集団和解に準じた方法による地籍調査事業の実施時における不動産登記法の弾力的適用	地図混雑地域又は地籍のない地域においては、極めて例外的に集団和解方式によって実施する場合がある。	不動産登記事務取扱手続規則113条及び115条	E		通常の地図訂正等の際には隣接土地所有者のみで境界立会が行われているところ、集団和解方式とは、隣接土地所有者のみならず、担保権者等の利害関係人を含む関係者全員による境界立会(合意)の方法であるので、必ずしも手続の簡素化につながらないと考える。			E							1422010	掛川市	地図混雑是正特区		

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	
8	法務省 財務省	0500110	二線引畔時の時効取得申請手続きの省略	特区内の二線引畔時の時効取得申請手続きの省略	財務省所管普通財産のうち民法162条により取得時効が援用された不動産については、取得時効の成否について国有財産時効確認連絡会に付議し意見を求めた上で取得時効の完成の認定又は否認を行っている。	民法162条 民法145条	C	-	普通財産の取得時効については、原則占有者による取得時効を原因とする所有権確認の訴えを待って、財産の帰属を定めるべきものである。しかしながら、迅速な解決を図る観点から、一定の要件を満たすものについては国有財産時効確認連絡会の意見を求めた上で取得時効の完成の認定又は否認を行うとの特例を設けているところである。更に国有引畔については、類似的先例がある場合は同連絡会への付議も省略し取得時効の成否を認定できるとすることにより、処理の促進を図っている。	提案者の要望は、現状の申請方法では、事務量が多岐期間も長期化する中で事業が進展しないとのことである。貴省の回答ではこれに対して回答していないと考えられるので、何らかの解決策を示さないか検討し、回答されたい。			C-1	-					C-1	-	1422020	掛川市	地図混乱是正特区
9	法務省 経済産業省	0500120	鉱害賠償登録が不動産登記法第81条の3第1項における合筆の禁止事由とならない緩和措置	鉱害賠償登録が不動産登記法第81条の3第1項における合筆の禁止事由とならない緩和措置	鉱害賠償支払登録が登記用紙に記載されている土地については、不動産登記法第81条/3第1項における合筆の禁止事由とならない緩和措置とみなされ、合筆することはできないとされている。	不動産登記法第81条の3第1項	D-1		鉱害賠償登録第18条の規定による一括申請の場合で登録原因、その日付、登録番号が同一の場合には、不動産登記法第81条/3第1項ただし書の場合と同様な取扱いを認めることとしたい。				D-1						D-1	1015010	福岡県 田川市	産炭地域開発規制緩和特区	
10	法務省 経済産業省	0500130	鉱害賠償登録令の特例措置	鉱害賠償登録令第19条第1項において、その登録を受けた鉱害賠償者又は租鉱権者との登録に係る権利の登記名義人の共同申請によることとされている。	鉱害賠償支払登録の抹消は、鉱害賠償登録令第19条第1項において、その登録を受けた鉱害賠償者又は租鉱権者との登録に係る権利の登記名義人の共同申請によることとされている。	鉱害賠償登録令第19条第1項	C		鉱害賠償支払登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が所在不明となった場合に、簡易に特別代理人又は特別清算人を選任して登録を抹消できる制度を創設することは、所在不明者の手続保障がないままに著しい不利益を課することになり、認めることができない。また、損害賠償の予定契約は債権契約であり、契約当事者間のみ効力があるにすぎないこと及び手続保障の観点から、登録の抹消は、その登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者の申請が必要とされており、最終鉱業権者又は最終租鉱権者において申請することはできない。	提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示さないか検討し、回答されたい。			C-1		鉱害賠償支払登録の抹消がされると、鉱業法第109条第3項により、過去すべての鉱業権者又租鉱権者について損害賠償請求をすることが可能となる。したがって、登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が所在不明の場合に登録抹消の手続を簡易にすることは、所在不明者の手続保障がないままに著しい不利益を課することになるから、実体法上の権利関係をそのままにして、単に登録手続上の制度のみを創設することは困難であり、他に同様の結果をもたらすような解決策を示すこともできない。				C-1		1015020	福岡県 田川市	産炭地域開発規制緩和特区
	法務省 経済産業省				鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人を探掘権に対する抵当権者に限定する措置	鉱業法第109条第3項は、損害の発生後に鉱業権の譲渡があったときは、損害の発生時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が連帯して損害を賠償する義務を負うとしており、そこで、鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人は、鉱業権者又は租鉱権者の従前の権利者(過去すべての鉱業権者又は租鉱権者)とし、は承継者として承継するものとされている。	鉱害賠償登録令第19条第3項	C		鉱害賠償支払登録の抹消がされると、鉱業法第109条第3項により、過去すべての鉱業権者又は租鉱権者について損害賠償請求をすることが可能となる。したがって、利害関係人(探掘権に対する抵当権者を除く。)の承諾を不要とするには、利害関係人の手続保障がないままに著しい不利益を課することになるから、実体法上の権利関係をそのままにして、単に登録手続上の制度のみを創設することは困難であり、他に同様の結果をもたらすような解決策を示すこともできない。	提案者の要望を実現するため何らかの解決策を示さないか検討し、回答されたい。			C-1		提案者からの意見によれば、公害賠償登録の記載のある土地の範囲を明確にした上でも、賠償登録されていない土地との合筆が可能でないとすれば、公害賠償登録の抹消を簡易に行うことができる道を開くべき。地方分権特例制度の結果を反映すべきである。とある。これについて具体的に検討し、回答されたい。			C-1		1015030	福岡県 田川市	産炭地域開発規制緩和特区
11	法務省 環境省	0500740	土地所有権の範囲における地下水部分の適用除外	土地所有権の範囲における地下水部分の適用除外	土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶものとされている。	民法第207条	C		地下水部分を所有権の範囲から除外したとしても水質保全には寄与しない、要望を実現するためには、水質汚濁防止法や土壌汚染対策法等の適用により水質を保全することを検討すべきである。				C-1		提案者からの意見では「地下水の採取行為を制限していることを法律上も認めてほしい。地下水を汚染する可能性のある行為の制限を条例で行っていることを法律でも認めてほしい」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。			C-1		1166010	平良市	緑のダム特区	
12	法務省	0500750	公益法人解散の緩和	財団法人を解散させたいが、残余財産を出捐者に帰属させることができないことによりそれが困難になっているので、出捐者への帰属を認めてほしい。	財団法人の残余財産の帰属先については、寄附行為に定めがあればそれによる。寄附行為において帰属権利者を指定せず又は指定する方法を定めなかったときは、理事が主務官庁の許可を得て、法人の目的に類似する目的に処分することができる。以上によって帰属先が決定される。	民法第72条	E		提案書は、財団法人を解散させるといふ目的を達成するにあたり、出捐者を残余財産の帰属先とすることが出来ないことが解散という目的達成の障害になっていると主張している。しかし、解散事由があれば解散の効果が生じることは当然であって、かかる解散事由の問題と残余財産の帰属先の問題とは全く別の問題である。			E						E		1237010	山梨県 富士吉田市		
13	法務省	0500730	市の関与が大きい公益法人の設立許可に関する許可権限の移譲	市の関与が大きい公益法人の設立許可については、主務官庁との密接な関係を有する公益法人の設立許可については、主務官庁から市へ公益法人の設立許可の権限を移譲してほしい。	公益法人の設立許可については、主務官庁の裁量に委ねられている。また、その権限に属する事務は政令によって都道府県知事等において処理するものとされている。	民法第34条、第83条の2	C		提案書が問題としているのは、県が定めている設立許可要件等が障害になって、公益法人の設立ができないという点にある。この設立許可要件については、主務官庁の自由裁量に委ねられており、主務官庁において定めらるべきものであり、かかる設立許可要件の問題は、民法の問題ではない。また、提案書は、「市行政と密接な関係を有する公益法人」の設立について、これを県の権限にしているのでは設立が認められないので、これを市の権限とし、市の判断でできるようにしてもらいたいとの要望である。しかし、提案書にも記載されているとおり、現在、内閣官房行政改革推進事務局において「公益法人制度の抜本的改革」の検討が進められており、この中では、民間の自主性を尊重し、行政の関与を最小化する観点からの検討がされており、特に、設立許可制については、廃止も含めて見直しの対象となっている。加えて、行政委託型公益法人については、行政関与を廃止し、又は、最小限度にする方向での見直しが行われているところである。にもかかわらず、提案書が要望するような制度を新たに設けることはむしろ行政改革の趣旨に反することになると考える。			C-1				C-1		1125010	前橋市	行政財政改革推進特区			

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
14	法務省	0500150	登記簿原本のオンライン化	登記簿原本のオンライン化	指定法人は、登記情報の電気通信回線による閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条第1項	D-1		オンライン登記情報提供制度においては、公共機関も利用登録をし、同制度を利用することにより法務局に向くことなく、オンラインによって登記情報を確認することができる。					D-1	提案者からの意見では「公共機関がオンライン登記情報制度を利用する時は無料で利用できるよう求める」とあり、これについて確認されたい。	電気通信回線による登記情報の提供制度については、受益者負担の原則から、公共機関といえども、その利用を無料とすることはできない。			C-1	1036010	上尾市	登記簿原本オンライン特区
15	法務省	0500160	会社設立時の公証人による定款認証の廃止	会社設立時の公証人による定款認証の廃止	会社設立時には公証人による定款の認証が必要とされている。	商法167条	C		定款認証制度は、定款の記載事項の不備による会社設立に関する紛争防止のための制度であり、会社の設立の適正を確保する上で不可欠な手続であって、これを不要とすることはできない。					C-1					C-1	1219060	兵庫県 新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区
16	法務省	0500170	会社設立時の最低資本金制限の廃止又は緩和	会社設立時の最低資本金の制限を廃止又は緩和する。	株式会社の設立に際しては1000万円、有限会社の設立に際しては300万円の最低資本金が必要とされている。	商法169条/4、有限会社法9条	C		創業支援を目的とした最低資本金制度の特例については、平成14年臨時国会で成立した新事業創出促進法の改正により地域を問わず全国的に措置が講じられたところであるので、同法の要件に該当する場合には、最低資本金制度の特例が認められるようになっている。なお、同法の要件に該当しない場合にも最低資本金制度の特例を設けることについては、慎重な検討を要する。	貴省からの回答では、「同法の要件に該当しない場合にも最低資本金制度の特例を設けることについては、慎重な検討を要する」とこととされているが、提案者の要望を実現する観点から引き続き検討されたい。	提案者からの要望においては、創業支援以外を目的とした最低資本金制度の特例についての要望は存在しないものと承知している。			C-1	提案主体からの意見では「新事業創出促進法で創設される確認株式会社という法人は、既存の株式会社に認められるさまざまなメリットが制限されており、既存の株式会社等とはまったく別の法人である。...現行商法、有限会社法の改正により最低資本金の特例を創設するよう要望する」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	新事業創出促進法における最低資本金制度の特例は、創業支援という目的のために一定の要件の下に地域を問わず広く全国的に講じられた措置である。同法の要件に該当しない場合に最低資本金の特例を設けることについては、慎重な検討を要する。なお、新事業創出促進法における最低資本金制度の特例の適用を受ける株式会社は、一定の要件を満たすことにより当該特例の適用を受ける点を除き、特に一般の株式会社と異なるものではない。			C-1	1324040	横浜市	京浜臨海部再生特区
																				1325030	横浜市	交流特区
																				1182010	青森県	津軽・生命科学活用食料特区
																				1378120	東京都	東京湾岸地域における経済特区
																				2152140	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区
																				2147010	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区
																				1441010	長野県	障害者雇用促進特区
																				1324050	横浜市	京浜臨海部再生特区
																				1325040	横浜市	交流特区
																				1182020	青森県	津軽・生命科学活用食料特区

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要請事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名		
	法務省			会社設立時の最低資本金の制限を廃止又は緩和する。																2152150	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区		
																				2147020	(株)東京リーガルマインド	就業体験特区		
	法務省																			1238010	宮城県	みやぎIT特区		
17	法務省	0500180	会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載の廃止	会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載の廃止	会社は設立時に定款に目的を記載することとされ、当該目的は登記される。	商法第166条第1項第1号、商業登記法第80条第1号	C	会社はその目的の範囲において活動するものであり、目的の範囲で権利能力を有することとされている。したがって、目的を定款に記載し、かつ、登記することにより、対外的に知らせる必要がある。		提案者の要望の主旨は会社定款の事業目的枠を撤廃することにより、定款変更なく企業が速やかに新規事業に進出できるようにするものである。同提案の主旨を踏まえ、特区において要望を実現できないか具体的に検討し、回答されたい。	株式会社定款記載の目的を超えて新規事業に進出する場合には、会社の所有者であり、その目的を前提として投資している株主に及ぼす影響に鑑み、その承認を得ることが必要であることは当然であるから、提案者の要望を認めることはできない。			C-1						C-1	2169020	三菱重工工業株式会社	会社定款による事業目的的特制限の撤廃	
																				2171010	三菱重工工業株式会社	会社定款による事業目的的特制限の撤廃		
	法務省			自由財産の範囲の拡大及び住環境への配慮	破産者が破産宣告時に有する不動産は債権者への配当の引当てとなる財産(破産財団)に含まれる。	破産法第6条第1項	C	-	自由財産の範囲の拡大については、債権者間及び債務者間で全国的に不均衡が生じ、かえって、特区における債務者への融資が円滑に行われなくなる可能性も考えられるなど、経済的な混乱が生ずるおそれがある。												1254050	墨田区	産業活力創生特区	
18	法務省	0500760	破産時における個人資産の一定割合の確保の特例措置	自由財産の範囲の拡大	破産者が破産宣告時に有する不動産は債権者に配当されるべきものであるが、例外として、左記法律で定める不動産が債権者の手元に残るものとなる。	民事執行法第131条、民事執行法施行令第1条、破産法第6条	C	-	債権者間及び債務者間で全国的に不均衡が生じ、かえって、特区における債務者への融資が円滑に行われなくなる可能性も考えられるなど、経済的な混乱が生ずるおそれがある。	貴省からの回答では「債権者間及び債務者間で全国的に不均衡が生じ、かえって、特区における債務者への融資が円滑に行われなくなる可能性も考えられるなど、経済的な混乱が生ずるおそれがある」とあるが、提案者の要望の主旨を踏まえ、例えば債権者の権利を保護する代替措置を提案者がとることとする等によって、提案者の要望を実現することができないか検討し、回答されたい。	債務者が破産した場合に債権者の権利を保護するには、自由財産の範囲の拡張に伴って減少した配当額を債権者に支払うほかないと考えられるところであり、適切な代替措置は見当たらない。			C-1								1254040	墨田区	産業活力創生特区
	法務省			中小企業経営者あるいは共同経営者が、当該企業の債務を担保するために抵当権を設定した自己居住用土地・建物について、抵当権の実行としての競売等の禁止	現行法上、抵当権の実行としての競売等の対象となる不動産について、何らの制限もない。	民事執行法第188条、第45条等	C	-	特区区域内に限定したとしても、自己居住用土地・建物についての抵当権の実行としての競売等を禁止すると、既に抵当権を有する者に著しい損害を与えるおそれが高いこと等から、相当ではないと考えられる。											2148010	(株)東京リーガルマインド	再チャレンジ支援特区		
19		0500190	外国法人進出のための印鑑証明手続き規制緩和	外国法人進出のための印鑑証明手続き規制緩和	登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。	商業登記法第20条	D-1	(特段の措置を要しない。)	外国人は、押印に代えて署名で足りるとされており(明治32年法律第50号(外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律)第1条)、外国会社の登記申請の場合でも、署名につき本国官憲の発行する「サイン証明書」を添付すれば、印鑑の提出は要しないとして取り扱っている(昭和48年1月29日付け法務省民四第821号民事局長通達)。												1394020	堺市	国際薬市薬座特区	

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名		
20	法務省	0500200	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の取り扱いの民間委託	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の取り扱いの民間委託	市区町村長の指揮下にある市区町村職員(嘱託職員を含む。)が取り扱うこととされている。	戸籍法第10条、第12条の2	C	民間事業者を「経由機関」として戸籍謄抄本の交付事務を取り扱わせるとのことであり、内容的にも特に下記3の問題については条例による規定を全国一律に義務づけることは困難と考えられるため、実現は難しいものと考えられる。また、市民に対して民間事業者に自らの個人情報を取り扱ってもらいたくないという選択を可能にする(そういう市民は本庁において交付を受けることはできる。)ため、市政窓口では民間事業者が取扱いをしていることを窓口に掲示し、かつ、市の広報紙に掲載するなどして市民に周知させる必要がある。 1 実際には戸籍原簿を持たない窓口での交付になるので、交付事由の記載を要しない交付請求に係る戸籍に記載されている者からの交付請求に限ること(郵政官署法第2条第1号参照)。 2 窓口で交付申請者の本人確認を行うこと(戸籍の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵政官署における取扱いに関する省令(以下「郵政官署省令」という。)第2条参照)。 3 個人情報の保護はもちろんであるが、本取扱いにより知り得た情報を受託者の他の事業の目的に利用しないことなどについて罰則規定を含む規則を定めること(郵政官署法第5条)。	民間事業者を「経由機関」として戸籍謄抄本の交付事務を取り扱わせるとのことであり、内容的にも特に下記3の問題については条例による規定を全国一律に義務づけることは困難と考えられるため、実現は難しいものと考えられる。また、市民に対して民間事業者に自らの個人情報を取り扱ってもらいたくないという選択を可能にする(そういう市民は本庁において交付を受けることはできる。)ため、市政窓口では民間事業者が取扱いをしていることを窓口に掲示し、かつ、市の広報紙に掲載するなどして市民に周知させる必要がある。 1 実際には戸籍原簿を持たない窓口での交付になるので、交付事由の記載を要しない交付請求に係る戸籍に記載されている者からの交付請求に限ること(郵政官署法第2条第1号参照)。 2 窓口で交付申請者の本人確認を行うこと(戸籍の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵政官署における取扱いに関する省令(以下「郵政官署省令」という。)第2条参照)。 3 個人情報の保護はもちろんであるが、本取扱いにより知り得た情報を受託者の他の事業の目的に利用しないことなどについて罰則規定を含む規則を定めること(郵政官署法第5条)。	貴省の回答では、左記1～3の要件を満たすことにより実現が可能との見解が示されているが、提案の主旨をふまえ、民間事業者においても郵政官署と同様の取扱いとすることについて、特区において実現できないか検討の上、回答されたい。			C-1	提案者からの意見によれば次のような代替措置を講じたうえで実現することを要望している。これについて具体的に検討し、回答されたい。 事業者は請求の内容に不当な目的等交付が不適当と考えられる時は、請求書を送付する時にその旨意見を付し、市が決定を行う。 除籍改製原簿抄本はとり扱わない 個人情報保護条約の措置により受託事業者はその事務に関して知り得た歩歩をもちしてはならないと定め、個人情報保護を確保する。 業務委託契約等の措置により個人情報保護を確保する。 広報、公示、ネームプレートの着用等により民間事業者であることを明確にする。	代替措置なるものうち、については、行政処分である戸籍謄抄本の交付の可否を決定することが市区町村長の権限であり、それを使用するのは正確に課せられることは当然である。については、現在戸籍の謄抄本の取扱いのみを認めるというところから、第三者からの交付請求を認める限り、その請求事由を明らかにして交付の可否につき市区町村長が判断しなくてはならないのであるから、交付対象を戸籍謄抄本に限定しても、その取扱いが変わるわけではない。については、自治体の個人情報保護条例の規定により公務員の守秘義務の代替措置を講ずるためには、罰則を含む罰則規定を整備されている必要があること、公務員の守秘義務は法により規定されているが、民間事業者の取り扱う個人情報の保護については自治体の条例等に委ねられており、公務員の守秘義務の代替措置として相当か否かは自治体の個人情報保護条例の規定により判断する必要がある。については、市区町村において、民間事業者が自らの戸籍謄抄本の取扱いをもち、市民自ら判断するための情報を提供するものあり、窓口でのトラブルを避けるための業務上の取扱いとして必要であると思われる。以上のように、上記から、までの措置は、従来から当然必要であると考えていたもので、これらの措置を新たに提示されても、結論は変わらない。 なお、当省が最も問題視しているのは、民間事業者が戸籍謄抄本作成に関与すること、複製がある場合の取り扱いや取扱いすることである。従前の意見は、交付の可否判断を下すことが公権力の行使に当たり、その後の戸籍謄抄本の作成事務は事業上の行為にすぎないから、民間事業者が行っても差し支えないという理由であると思われるが、戸籍謄抄本の交付は公証事務であり、その方法は市区町村長の承認を付した証明書を交付することにより行われる。戸籍の強制制度は禁止されている。すなわち、戸籍謄抄本の作成自体が公証事務の主たる部分であるから、その部分を公務員でない者が行うことは相当ではない。	1369020	三鷹市	情報技術活用・活力創出特区						
21	金融庁 法務省	0500890	地域通貨の発行時の規制の撤廃又は緩和	地域通貨の中には発行時に、対価を受け取り、また、未使用分を換金するケースがある。これは、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」第2条第1項に抵触する可能性がある。同法による規制の撤廃又は緩和が必要である。	出資法は、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」(同法2条1項)と定め、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科を罰則とする(同法3条1項)ほか、高利貸規定が設けられている(同法9条)。なお、同法2条1項に「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法、信託業法、農業共同組合法、中小企業等協同組合法、労働基準法等がある。	出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第2条第1項	C	要旨における「地域通貨」の定義が必ずしも明確ではなく、また、ある行為が出資法違反となるか否かは、個別取引の実態等を勘案して判断されるものであるが、対価を受領して「地域通貨」を発行し、また未使用分の換金を保証する場合、当該「地域通貨」の発行行為は元本の返済を保障した金銭の受け入れ(預り金)となる可能性があり、同法第2条第1項に抵触するおそれがある。 一般大衆の地位や財産の保護を図るため、業として元本を保証して不特定多数の者から金銭を受け入れること(預り金)を、他の法律に特別の規定がある者を除いて禁止する特別刑罰たる出資法の趣旨にかんがみ、一般大衆の地位や財産を保護するための措置等を講じつつ、業として預り金をする行為を許容するよう他の法律の特別の規定なく、国内一般において犯罪である行為を特区内で認めることは、当該区域内で悪質な預り金行為を行う者の出現を招き、住民の地位や財産の保護に欠ける状態を招くおそれがあるため、困難である。	地域を限定し、地方自治体または公的機関等により一般大衆の地位や財産を保護するための代替措置を講じることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	1 仮に、地域、期間を限定したとしても、業として預り金をする者の事務所等が特定の区域に所在することを捉えて、出資法2条の規制を撤廃、緩和するだけでは、業として預り金を行う悪質業者を当該区域に招く可能性が高い上、これらの悪質業者の処罰や、当該区域の住民に止まらないことなる被害者の保護等に重大な支障を来すこととなり、困難である。 2 これに対し、地方自治体又は公的機関等により一般大衆の地位や財産を保護するための代替措置を講ずることができ、これを条件として「地域通貨」を発行することができるか否かは、まずもって、当該「地域通貨」の発行主体、地方自治体又はその他の公的機関の指導監督を所管し、これに関する措置等を講ずべき省庁において、どのような代替措置を講ずることができるか、また、その代替措置が相当であるかを検討した上で判断すべき事柄であると考え、いずれかの省庁において、出資法2条の適用除外を定める法律を立案することになれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。			C-1	地域通貨について次の論点を明らかにする観点から、関係省庁と連携し次の3点について引き続き具体的に検討されたい。 「換金性の付与」は、証票等の発行主体の信用確保手段の多様化	必ずしも明らかではないが、出資法2条1項は、業として不特定かつ多数の者から元本の返済を保障した金銭の受け入れを行うことを禁止しているものであって、いわゆる「地域通貨」といふ、が「証票等」として、そのみをもって直ちに預り金に該当するものではない。つまり、証票等の発行主体は、預り金の禁止規制と抵触するものではない。 「換金性の付与」の意義が必ずしも明らかではないが、前記のとおり出資法2条1項は、元本の返済を保障しない金銭の受け入れを禁止しているものではないから、証票等の換金がなされるとしても、そのみをもって直ちに預り金に該当することとなるものではない。しかしながら、例えば、証票等の発行主体において、一般的に未使用部分の換金を保証した上で証票等の対価を受領する場合には、預り金の禁止規制に抵触する可能性がある。 過去、出資法2条1項違反によって逮捕・捜査等の強制捜査が行われた事案としては、いわゆる豊田商事事件、オレンジ共済事件、ジー・オーグループ事件、八雲物流事件等の重大悪質事犯が多数存在するところ、前回の回答で述べたとおり、仮に、地域等を限定したとしても、預り金をする者の事務所等が特定の区域に所在することを捉えて、出資法	1368020	東京都世田谷区	地域通貨(エコマネー)事業展開						
	金融庁 法務省																		2096020	財団法人2005年日本国際博覧会協会	2005年日本国際博覧会においてICチップ内蔵型入場券を活用し地域通貨(エコマネー)と連携させた前売り券発行事業			
	法務省 警察庁 総務省								刑法第23章に規定する罪は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとはできないし、カジノのみを刑法第23章の罪の構成要件から除外することもできない。 「刑法第35条による合法化」については、いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することになれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。													1042010	熱海市	熱海温泉観光振興特区
	法務省 警察庁 総務省								いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することになれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。										1080010	鳥羽市	観光産業特区			

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	
22	法務省 警察庁 総務省	0500870	カジノ設置に関する特例	堺商工会議所提出に係る「カジノ」の合法化について	カジノに係る行為は、刑法第23章(賭博及び富くじに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当する行為である。	刑法第185条ないし第187条	C	刑法第23章に規定する罪は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとはできないし、カジノのみを刑法第23章の罪の構成要件から外すこともできない。	他省庁での本提案の検討の結果、所管官庁が明らかになった場合は当該省庁とともに検討されたい。	いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。			C-1							2048040	堺商工会議所	国際豪州市楽座特区	
	法務省 警察庁 総務省			カジノに係る賭博関係規則の適用除外又は特別法の整備				刑法第23章に規定する罪は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとはできないし、カジノのみを刑法第23章の罪の構成要件から外すこともできない。												いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	2013010	珠洲にラスベガスを創る研究会	能登国際観光カジノ産業特区
	法務省 警察庁 総務省			カジノ運営に関する風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正				刑法第23章に規定する罪は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとはできないし、カジノのみを刑法第23章の罪の構成要件から外すこともできない。												いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	1042020	熱海市	熱海温泉郷観光振興特区
	法務省 警察庁 総務省			カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備				刑法第23章に規定する罪は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとはできないし、カジノのみを刑法第23章の罪の構成要件から外すこともできない。												いずれかの省庁において、カジノを合法化する法律を立案することとなれば、その内容について、当省が、個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。	2013020	珠洲にラスベガスを創る研究会	能登国際観光カジノ産業特区
23	法務省	0500210	企業法務経験者の司法試験法6条各項に規定する受験科目の軽減	司法試験については、第一次試験及び第二次試験に分かれており、第二次試験は、短答式及び論文式による筆記試験並びに口述による試験によって行われている。第二次試験の試験科目は、短答式は、憲法、民法、刑法、論文式は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、口述は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法としている。なお、試験科目免除として、第一次試験の免除規定(司法試験法第4条)、筆記試験の合格者に対する第二次の筆記試験の免除規定(同法第6条6項)、高等試験行政科合格者に対する短答式試験の免除並びに論文式試験及び口述試験の科目一部	司法試験法第4条、第6条1項、第2項、第3項、6条附則第4項	C	司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家資格試験であるところ、企業法務経験者の法律に関する実務経験には様々なものがあり、これをもってその能力があるものとして一部の科目を免除することは相当ではない。また、法律に関する実務的な能力は、企業法務以外の法律に関する実務の経験によっても修得されるものであり、企業法務の経験があるという事実をもって特に有利な取り扱いをすることは問題がある。	提案者の要望の主旨は、日本企業の経営スピード化を図るため、企業が直面する法的課題に迅速かつ的確に対応できる産業界の実務に精通した法曹人口の増加を図ることである。同提案の主旨に鑑み、企業における法務実務経験を適切に評価することにより、要望を実現することができないか検討の上回答された。	司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家資格試験であり、同試験科目の一部を免除するためには、当該科目を免除するだけの学識と能力が実証される必要がある。企業法務に一定期間従事した経歴をもって、その一部を実証することについては、企業法務に多様な形態があり、かつ、その専従の割合も多様であることから、一律の基準により免除要件を定めることが極めて困難であるとともに、その客観的な証明を行うことも技術的に極めて困難である。加えて、法律に関する実務的な能力は、企業法務以外の法律に関する実務の経験によっても修得されるものであり、企業法務の経験があるという事実をもってのみ有利な取り扱いをすることは、試験の公平性の観点からも相当でない。したがって、仮に一定の経歴を認定して、試験科目の一部又は全部を免除する取扱いを定める場合には、広範な法律関連職種について包括的な検討を行い、その上で基準化を図ることになるが、そのような検討を行うことは極めて困難である。なお、産業界の実務に精通した法曹人口の増加を図るという提案者の要望に関しては、平成13年6月12日の司法制度改革審議会意見が、「企業法務等の位置付けについて検討し、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を積んだ者に対して法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度設備を行うべきである。」としており、その後平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画をも踏まえ、司法制度改革推進本部において、司法試験合格後、一定期間、裁判手続関係等一定の法律実務に従事し、事前に所要の研修を受けた企業法務の担当者等について、司法修習を終えなくても弁護士資格を認めることなど、弁護士資格の特例措置を拡充する法案を、今通常国会へ提出することが予定されているところである。	司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家資格試験であり、同試験科目の一部を免除するためには、当該科目を免除するだけの学識と能力が実証される必要がある。企業法務に一定期間従事した経歴をもって、その一部を実証することについては、企業法務に多様な形態があり、かつ、その専従の割合も多様であることから、一律の基準により免除要件を定めることが極めて困難であるとともに、その客観的な証明を行うことも技術的に極めて困難である。加えて、法律に関する実務的な能力は、企業法務以外の法律に関する実務の経験によっても修得されるものであり、企業法務の経験があるという事実をもってのみ有利な取り扱いをすることは、試験の公平性の観点からも相当でない。したがって、仮に一定の経歴を認定して、試験科目の一部又は全部を免除する取扱いを定める場合には、広範な法律関連職種について包括的な検討を行い、その上で基準化を図ることになるが、そのような検討を行うことは極めて困難である。なお、産業界の実務に精通した法曹人口の増加を図るという提案者の要望に関しては、平成13年6月12日の司法制度改革審議会意見が、「企業法務等の位置付けについて検討し、少なくとも、司法試験合格後に民間等における一定の実務経験を積んだ者に対して法曹資格の付与を行うための具体的な条件を含めた制度設備を行うべきである。」としており、その後平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画をも踏まえ、司法制度改革推進本部において、司法試験合格後、一定期間、裁判手続関係等一定の法律実務に従事し、事前に所要の研修を受けた企業法務の担当者等について、司法修習を終えなくても弁護士資格を認めることなど、弁護士資格の特例措置を拡充する法案を、今通常国会へ提出することが予定されているところである。	C-1					2169010	三菱重工業株式会社	企業法務経験者の司法試験受験資格の緩和					

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要請事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名		
24	法務省			非弁護士による法律事務の取扱いの規制の改正(「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された国家公務員(一種)につき弁護士法第72条本文の適用除外とする。)	弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	B-1		弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。このように同条の趣旨に照らすと、特区内のみにおいて同条の規制対象・範囲を変更することは相当でない。そこで、全国的な対応の可否について検討するに、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された国家公務員(一種)というだけでは、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための措置が十分に存在しないから、これに対して法律事件に関する法律事務を取り扱うことを認めると、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序を害するおそれがあるといわざるを得ず、これを認めることは相当でない。ただし、司法試験合格後、一定期間、公務員として所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者については、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図ることができることから、このような者に対しては弁護士資格を付与して法律事務を取り扱うことを認めるとし、これを内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部から第156回国会に提出する予定である。	貴省の回答は、Bとなっているが提案者の要望は弁護士でない一般職の国家公務員(一種)が人事交流により派遣された先で法律事務を行うことであり、措置分類は「C」となるのではないかと、	B	C										2145010	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区
	法務省	0500220	国家公務員への弁護士資格付与の特例	弁護士となる資格の付与条件の緩和(「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された法律事務の実務を一定期間経たない国家公務員(一種)に弁護士となる資格を付与する。)	司法修習生となる資格を得た後5年以上裁判所事務官、法務事務官等の職に在った者は弁護士となる資格を有するが、その他の国家公務員については、弁護士となる資格を取得することはできない(罰則あり)。	弁護士法第5条	B-1		弁護士の資格要件は、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持の見地から、弁護士資格を付与する者、弁護士の業務を行うために必要な法律専門家としての能力的・倫理的担保が十分に存在する者に限るとし、趣旨から設けられたものであるから、特区内のみにおいて資格要件を変更することは相当でない。全国的な対応の可否については、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された法律事務の実務を一定期間経たない国家公務員(一種)というだけでは、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための措置が十分に存在するとはいえないから、これに対して弁護士資格を付与することは相当でない。ただし、司法試験合格後、一定期間、公務員として所定の法律関係事務に従事し、かつ、所定の研修を修了した者については、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図ることができることから、このような者に対しては弁護士資格を付与することとし、これを内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部から第156回国会に提出する予定である。	貴省の回答は、Bとなっているが提案者の要望は弁護士でない一般職の国家公務員(一種)が人事交流により派遣された先で法律事務を行うことであり、措置分類は「C」となるのではないかと、	B	C	C-1							2145020	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区		
	法務省			弁護士となる条件の緩和(弁護士法第8条の廃止)	弁護士となる資格を有する者であっても、日本弁護士連合会に備えられた弁護士名簿に登録されなければ、弁護士となることはできず、弁護士業務を行うこともできない。	弁護士法第8条	C		弁護士となる資格を有する者について、弁護士名簿に登録されないまま弁護士となり、弁護士業務を行うことを認めると、当該者は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会しないことになるため、弁護士会及び日本弁護士連合会による指導・連絡・監督(弁護士法第30条参照)を受けず、また、懲戒処分の対象にもならなくなるため、当該者の弁護士業務の適正を担保することが不可能になるから、弁護士法第8条を廃止することは相当でない。												2145030	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	
25	法務省	0500250	弁護士の兼業制限の緩和	弁護士の兼業禁止の緩和	弁護士は、原則として公務に就任することができず、例外として公務に就任した場合も、その間は原則として弁護士の業務を行うことができない。また、弁護士が営利企業に所属する場合等は、所属弁護士会の許可を受けなければならない。	弁護士法第30条	B		弁護士法上の公務就任の制限を撤廃し、弁護士が営業等に従事する場合につき、これまでの許可制から届出制に移行すること等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」を、司法制度改革推進本部から第156回国会に提出する予定である。												2145070	(株)東京リーガルマインド	専門資格者増員特区	
	法務省			司法書士の業務範囲の拡大(司法書士に法廷外法律事務を行うことを認める)	司法書士は、登記又は供託に関する書類の作成や手続の代理、裁判所や検察庁に提出書類の作成に関する相談を行うことができる。平成14年の第154回国会において、研修の課程を修了し、かつ法務大臣の認定を受けるとを要件として、紛争の目的の価額が90万円以下の民事紛争についての法律相談を行うこと等を司法書士等の一部改正法が成立した(本年4月1日施行)。	司法書士法第3条 弁護士法第72条		司法書士については、平成14年の第154回国会において、研修の課程を修了し、かつ法務大臣の認定を受けるとを要件として、紛争の目的の価額が90万円以下の民事紛争についての法律相談を行うこと等を司法書士等の一部改正法が成立した(本年4月1日施行)。	司法書士法第3条 弁護士法第72条												2146070	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	
	法務省			不動産鑑定士の業務範囲の拡大(不動産鑑定士に法廷外法律事務を行うことを認める)	弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条		弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。このように同条の趣旨に照らすと、不動産鑑定士について法廷外法律事務を行うことを認めるためには、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための十分な措置が必要であり、このような措置を設けず、不動産鑑定士について法廷外法律事務を行うことを認めることは相当でない。												2146020	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	
	法務省			マンション管理士の業務範囲の拡大(マンション管理士に法廷外法律事務を行うことを認める)	弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条		弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。このように同条の趣旨に照らすと、マンション管理士について法廷外法律事務を行うことを認めるためには、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための十分な措置が必要であり、このような措置を設けず、マンション管理士について法廷外法律事務を行うことを認めることは相当でない。													2146030	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名																						
26	法務省	0500770	非弁護士の業務範囲の拡大(法律相談業務)	宅地建物取引主任者の業務範囲の拡大 (宅地建物取引主任者に法廷外法律事務を行うことを認める)	弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	C	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。 このような同条の趣旨に照らすと、宅地建物取引主任者について法廷外法律事務を行うことを認めるためには、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための十分な措置が必要であり、このような措置を設けないまま、宅地建物取引主任者について法廷外法律事務を行うことを認めることは相当でない。	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	C-1	C-1	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	2146040	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区																											
	行政書士の業務範囲の拡大 (行政書士に法廷外法律事務を行うことを認める)			弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	提議者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じることが可能な非弁護士活動(法律相談業務)の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。		C-1										C-1	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	2146010	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区																					
	社会保険労務士の業務範囲の拡大 (社会保険労務士に法廷外法律事務を行うことを認める)			弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	提議者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じることが可能な非弁護士活動(法律相談業務)の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。																		C-1	C-1	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	2146100	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区														
	弁理士の業務範囲の拡大 (弁理士に法廷外法律事務を行うことを認める)			弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	提議者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じることが可能な非弁護士活動(法律相談業務)の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。																									C-1	C-1	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	2146090	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区							
	税理士の業務範囲の拡大 (税理士に法廷外法律事務を行うことを認める)			弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	提議者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じることが可能な非弁護士活動(法律相談業務)の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。																																C-1	C-1	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	また、現在の隣接法律専門職種の業務範囲を前提にしても、例えば司法書士については、従前から、裁判所等に提出する書類の作成及びこれに伴う法律相談がその業務とされていた上、本年4月1日に施行される改正司法書士法により、簡易裁判所における訴訟等目的の価額が90万円以下の民事訴訟等手続についての代理権及び紛争の目的の価額が90万円以下の民事に関する紛争に関する法律相談や和解の代理等がその業務とされており、司法書士がこの権限を活用することによって、弁護士過疎地の法的ニーズに応えることが可能である。他の隣接法律専門職種についても、その業務範囲には違いがあるが、同様に、それぞれの権限を活用することによって、弁護士過疎地問題の解決が図られることにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。	2146080	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区
	非弁護士の法律事務取扱の禁止の緩和 (法廷外法律事務を弁護士法第72条の規制の対象外とする)			弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とする(罰則あり)。	弁護士法第72条	提議者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じることが可能な非弁護士活動(法律相談業務)の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないが具体的な検討し、回答されたい。																																						



No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
	法務省			非弁護士法律事務取扱い表示禁止規定の撤廃	弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をすること、利益を得る目的で法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をすることは禁止されている(罰則あり)。	弁護士法第74条第2項			弁護士法第74条第2項は、弁護士又は弁護士法人でない者が、法律相談等を取り扱う旨の標示をすることによって、一般人がこの者を弁護士又は弁護士法人と誤信して損害を被ることを防止しようとするものであり、上記のとおり、法廷外法律事務について弁護士法第72条の規制の対象外とするべきではない以上、同項を廃止することは相当でない。										2146060	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	
27	法務省	0500260	外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和	外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和	現行外弁法第7条で、外国弁護士の資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる。同法第10条で承認基準を規定している。	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第7条	C		現行外弁法は、資格を取得した外国等において3年以上の実務経験を要件とすること(同法第10条第1項第1号)によって、その資格を取得した外国の法についての専門的学識を制度的に保証し、また、外国の法令による刑に処せられたことなど一定事由を欠格事由とする(同条同項第2号)ことによって、外国法事務弁護士が供給する法律サービスの質の確保を図り、さらには誠実職務遂行意思、損害賠償能力等を要件とする(同条同項第3号)ことによって、依頼者等関係者の不測の損害を防止し、これを承認の要件として、基準を満たした場合に承認することとしている。これら承認要件は、我が国において弁護士に類する専門資格である外国法事務弁護士業務を行うにおいては必要最低限の要件といえるもので、これら承認要件を撤廃することは依頼者等関係者保護の観点から妥当でなく、また、上記要件はその充足が決して困難なものではなく容易に充たしうるものであるから、特区内外を問わず、これら承認要件を撤廃する必要はない。				C-1					C-1	1306090	神戸市	国際みなと経済特区	
28	法務省	0500270	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「人文知識・国際業務」の在留資格で一般事務職等の業務に従事)	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(「人文知識・国際業務」の在留資格で一般事務職等の業務に従事)	特区内大学を卒業し、特区内に就職する人文系学部卒業の留学生に対し、留学生の専攻学問と業務内容との関連を問わず、どのよう業務にも従事することを可能にする。特に「人文知識・国際業務」の在留資格で一般事務職等の業務に従事する。	出入国管理及び難民認定法第20条	C		就労を目的とした外国人の入国・在留に関しては、政府の基本方針として、現時点においては専門的、技術的分野の外国人のみを受け入れることとされている。かかる基本方針を踏まえ、入管法では、在留資格制度によって就労活動が認められる範囲を限定しているのであり、かかる分野以外で外国人を受け入れることは適当ではない。なお、外国人労働者受入れの在り方に関する事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望の主旨は、人文系の留学生が卒業後「人文知識・国際業務」資格で一般事務職に従事できること「研究」資格以外の分野においても活動範囲の拡大を要望しているものである。同提案の主旨に鑑み、特区において先行的に実施することが可能かどうか速やかに検討されたい。	「一般事務職」が、人文科学の分野に属する知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする事務であれば、人文系の留学生が卒業後「人文知識・国際業務」の在留資格に変更し、これらの知識等を必要とする業務に従事することが可能である。	C D		D-1				D-1	1274010	大分県	留学生特区	
29	法務省	0500400	留学生の在留期間延長	留学生の在留期間延長	特区内大学を卒業し、特区内に就職する留学生の在留期間の上限を5年間に延長するとともに、特区内の4年制大学に在学する留学生につき、在留期間の上限を4年に延長されたい。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	C		入管法上は、一旦在留資格・在留期間を付与された外国人は、その在留期間の間は、滞在先や活動先が変更しても合法的に滞在を継続することが可能な仕組みとなっている。仮に特区外への移転を理由に特例措置の効果を消滅させようとするれば、移転を理由として在留資格を取り消し、その出国を義務づけるなどの措置をとる必要があるが、このような形で外国人の移動や転学の自由を制約することの相当性の問題、これを実施するための担保措置の問題などから、これを実現することは困難である。なお、本件のような要望が行われるのは、在留期間更新のための手続が負担となっていること、原因があると考えられるが、申請取次ぎによる本人出頭免除等の措置により申請負担軽減を図ってきたところである。	特区において、その提案主体が不法就労の防止に関する措置を講じ、域内大学がその身元保証する事等によって、特区において同提案が実現できないが検討し回答されたい。	域内大学の身元保証があったとしても当局指摘事項は払拭され得ない。また、留学生の活動状況には問題が多発しており、少なくとも2年に一度の在留状況の確認は必要である。			C-1				C-1	1274020	大分県	留学生特区	

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名				
30	法務省	0500410	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の就職活動のため卒業後の在留資格延長)	留学生の在留資格について、卒業後1年間の滞在を認め、その間に就職活動することを可能にされた。	-	出入国管理及び難民認定法第2条の第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	B	-	留学生が、卒業後就職先が決まらないまま、付与されている在留期間が経過することが見込まれる場合には、当該外国人が就職活動を行っており、かつ、大学又は地方公共団体が身元保証等の代替措置を講ずることを条件として、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日滞することを可能とする措置を講ずることを検討する。なお、単に就職活動のみ行うという外国人について、1年間の滞在を認めることは適当ではない。	費省からの回答にある「留学生が、卒業後就職先が決まらないまま、付与されている在留期間が経過することが見込まれる場合には、当該外国人が就職活動を行っており、かつ、大学又は地方公共団体が身元保証等の代替措置を講ずることを条件として、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日滞することを可能とする措置を講ずることにつき、実施時期および取扱の内容につき具体的に検討し、回答された。	平成15年度中に、留学生が卒業後就職活動を行う場合、最大180日の滞在を認める特例措置について検討し、実施する。 また、同特例措置により「短期滞在」の在留資格をもって在留する者の資格外活動許可については、個別の申請に基づき審査することとなる。 なお、就職活動の結果就職した場合には、「短期滞在」から該当する就労資格への在留資格の変更は可能である。 平成15年度中に、留学生が卒業後就職先が決まらないまま、付与されている在留期間が経過することが見込まれる場合には、当該外国人が就職活動を行っており、かつ、大学又は地方公共団体が身元保証等の措置を講ずることを条件として、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日滞することを可能とする措置を講ずることとする。資格外活動の許可についても、個別の申請に基づき、週28時間以内の活動を認めることとする措置を講ずることを検討する。 なお、180日を経過した者についても、本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該外国人が大学において学んだ自然科学や人文科学の分野に属する技術や知識を要する業務に日本人と同等以上の報酬を受けて従事するのであれば、その期間が正式採用までのトレーニング的なものであっても、「人文知識・国際業務」又は「技術」の在留資格に変更して引き続き在留することが可能である。	B-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1260030	宮城県	リゾート宮崎 IT特区
																								1249010	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)
																								1250010	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)
31	法務省	0500620	入学予定留学生に対する「留学」在留資格審査手続きの特例	特区内大学に入学予定の留学生に対する「留学」在留資格の申請を受験時から受理されたい。	「留学」の在留資格に係る申請は、大学等受入れ教育機関が入学を許可してから申請ができる。	-	C	-	仮に受験時に申請を受理したとしても、入学許可書審査に必要な書類の提出がなければ審査を行うことができない。	例えば、予定される審査書類の一部を先行審査する等の措置を講ずることにより、特区において提案者の要望を実現することができないか検討し、回答された。	C-D	D-1	-	-	-	-	-	-	1260020	宮城県	リゾート宮崎 IT特区					
32	法務省	0500680	留学生の資格外活動の制限緩和(週28時間の延長)	留学生が資格外活動の許可を受けてアルバイトを行う際、特区内留学生が有償長期インターンシップに参加する場合、上限を週28時間から週40時間に延長する。	留学生は、1週28時間(長期休業期間内では1日8時間)の範囲内で、資格外活動の許可を受けてアルバイトを行うことができることとされている。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条、第19条の2及び法務省通達で、在留資格を有する外国人が資格外活動をする場合に、その上限を週28時間と定められている事項について	D-1	-	個別の申請に基づいて、本来の在留活動を阻害しない範囲で1週間28時間を超える就労を認める取扱いを行っている。	費省の回答では「個別の申請に基づいて、本来の在留活動を阻害しない範囲で1週間28時間を超える就労を認める取扱いを行っている」とあるが、どのような場合において週28時間を超える就労が認められるか明らかにされた。	D-1	-	-	-	-	-	-	-	-	1274040	大分県	留学生特区				
33	法務省	0500990	夜間大学院留学生に対する「留学」在留資格の付与	夜間大学への留学を認め、留学生に対し、昼間8時間アルバイトができるようにする。	夜間大学への留学は認められていない。また、留学生は、1週28時間(長期休業期間内では1日8時間)の範囲内で、資格外活動の許可を受けて包括的にアルバイトを行うことができることとされているが、これを超過するアルバイトは個別申請となる。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条、第19条の2	C	-	入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、「専ら夜間通学して教育を受ける場合」については、「留学」により行うことができる活動から除外されている。就労可能な在留資格を付与される資格・技能等を有していない場合においては、いわゆる単純労働に従事することが予測され、その場合昼間における当該労働が主たる活動であり、夜間部における学習はその傍ら行っているものとみなさざるを得ない。このことは専門的、技術的分野での外国人労働者の受入れしか認めないという我が国の基本政策に反し、在留資格の趣旨を逸脱するおそれがある。	就業、就学の形態が多様化するなか、夜間大学への留学についても認められないか具体的に検討し、回答された。	C-A	A	-	-	-	-	-	-	-	1249040	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)				
34	法務省	0501040	「留学」在留資格に日本語教育機関を追加	就学生については通学定期が発行されないなどの制限があるため特区認定を受けた日本語教育機関において教育を受ける活動を在留資格「留学」に追加する。	いわゆる高等教育機関(学校教育法上)として位置付けられている教育機関以外に教育を受ける活動を行う場合は、「就学」の在留資格に該当することとなる。	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第一の四の表中、在留資格「留学」の下欄に掲げる活動	C	-	「留学」又は「就学」の在留資格については、入国・在留管理の面から、大学等の高等教育機関に相当する教育機関において教育を受ける活動を「留学」とし、それ以外の教育機関において教育を受ける活動を「就学」としている。したがってこれを一つの在留資格とすることはできない。なお、通学定期発行等の問題は、どのような者に適用の割引を行うのか、という問題であり、関係機関が検討することにより解決を図るべきであると考えられる。	-	C-1	-	-	-	-	-	-	-	-	2099040	個人	教育特区				

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名		
35	法務省	0500280	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大(中国漢方研究者の「研究」在留資格付与)	中国漢方研究者の中には経験的習熟により研究を行っている者もあり、この者が研究者として在留すること、事業化された場合は業務に従事することを特例として認められたい。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「法別表第1」の2の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の第1号においては、大学卒業後修士の学位又は3年の研究経験を有することとする学歴要件のほか、1年以上の研究経験を有することを要件として定めており、経験的習熟により研究を行っている者についても「研究」の在留資格の対象となっているところである。また、本件外国人研究者が特区法第15条の適用を受けた場合には、法務省令の学歴要件等の適用はなく、また、同研究者が事業化に係る業務に従事することは可能である。	D-1							D-1						1178010	広島県沼隈町	中国式薬膳研究特区		
36	法務省	0500460	外国人の在留資格要件(10年の実務経験)の緩和、研究機関・技術機関等の推薦による付与)	交流を活発に行うため、特区内で活動する外国人研究者及び技術者の在留資格を、本人の知識や技術の評価により、弾力的に付与できるようにし、在留資格に係る基準に、研究機関・技術機関等の推薦も含められたい。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	C		政府の基本方針で、外国人労働者の受入れについては現時点においては専門的、技術的分野の外国人労働者のみの受入れを認めることとされている。かかる基本方針に基づき、入管法の下では能力や職業分野に客観的かつ統一的な基準を定めて外国人を受け入れる仕組みをとっている。受入れ機関の推薦による受入れは適当ではない。なお、上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、特区内で活動する外国人研究者及び技術者の在留資格を、本人の知識や技術の評価により、弾力的に付与できるようにし、交流を活発に行うため在留資格に係る基準に、研究機関・技術機関等の推薦も含めて容認することを求めているものである。特区において実現できないか検討し、回答されたい。	政府の基本方針で、外国人労働者の受入れについては現時点においては専門的、技術的分野の外国人労働者のみの受入れを認めることとされている。かかる基本方針に基づき、入管法の下では能力や職業分野等に客観的かつ明確な基準を関係行政機関の長と協議の上で定め、これに基づき法務省において外国人を受け入れる仕組みをとっている。受入れ機関の推薦は、客観的な能力を示すものというよりは当該機関の雇用の必要性を示すものであり、これによって能力に関する要件に代替させることは、適当ではない。										2030030	三菱地所株式会社	国際人材育成・技術交流特区	
37	法務省	0500290	外国人の在留資格要件の緩和(3箇月以内の滞在における芸術活動の容認)	3箇月以内の短期滞在を前提とするアーティスト・イン・レジデンス事業においては、資格外活動の許可手続のための時間的な猶予がほとんどなく、招聘に係る芸術家の能力を有効に活用することができないため、同許可なく有償で行うことのできる活動範囲を拡大されたい。	「短期滞在」の在留資格をもって在留する者は就労することは認められていない。	出入国管理及び難民認定法第19条	C		芸術家が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、「芸術」又は「興行」の在留資格を取得することが相当である。	特区において、提案者の行う事業のために来日する芸術家について速やかに「芸術」又は「興行」の在留資格を付与することが可能かどうか具体的に検討し、回答されたい。	特区において、提案者の行う事業が特区の特定事業又はその関連事業であれば、構造改革特別区域基本方針別表1の504の「特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業」を実施することにより、当該外国人の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置が講じられる。	C-D -2		C-1						1179070	京都市	国際文化観光特区		
38	法務省	0500300	外国人の在留資格要件の緩和(「家族滞在」資格在留者の資格外活動許可)	「家族滞在」の在留資格で在留する者が、外国人としての特性を活かした業務(語学教育など)に従事する場合の資格外活動許可について、留学滞在資格と同じく包括的なアルバイト活動(アルバイト活動)の内定前での許可及びアルバイト先変更についての申請不要を認められたい。また、許可までの時間を短縮し、本人の出頭も不要とされたい。	外国人が現に有する在留資格に属する活動のほか、それ以外の就労活動を行うとする場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受けられることとされている。	出入国管理及び難民認定法第19条	B		「家族滞在」の在留資格をもって在留する者について、一定の条件下、留学生と同様に、包括的な資格外活動許可を与える取扱いを行うこと。なお、入国・在留申請は本人出頭が原則であるが、申請取次制度を利用することによって、本人の出頭が免除される。	貴省からの回答にある「家族滞在」の在留資格をもって在留する者について、一定の条件下、留学生と同様に、包括的な資格外活動許可を与える取扱いを行うこと。」「入国・在留申請は本人出頭が原則であるが、申請取次制度を利用することによって、本人の出頭が免除される。」	平成15年度中に、一定の条件下、「家族滞在」の在留資格をもって在留する者の資格外活動許可について、雇用先等を問わない一律かつ包括的な1週28時間以内のアルバイト活動を行うことのできる包括的許可について検討し、実施する。			B-1							1306080	神戸市	国際みなと経済特区	
																								1305060
39	法務省	0500310	外国人の在留資格要件の緩和(国内のみを就航する船舶への外国人乗組員(運航要員を除く)の「技能」在留資格)	国内のみを就航する船舶において外国語と日本語を駆使し、国際交流を行う観光サービス業務では、外国人雇用ができないため、「技能」の在留資格の活動範囲を拡大し、神戸港を起終点とする観光船への外国人乗組員(運航要員を除く)の採用		出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、別表第1	D-1		外国語と日本語を駆使し、国際交流を行う観光サービス業務に従事する活動を行う者については、「人文知識・国際業務」の在留資格により入国・在留することが可能である。	貴省からの回答によれば、「外国語と日本語を駆使し、国際交流を行う観光サービス業務に従事する活動を行う者については、「人文知識・国際業務」の在留資格により入国・在留することが可能である」とのことであるが、提案者の要望事項は上記対象となると考えてよいが回答されたい。	「国内のみを就航する船舶において外国語と日本語を駆使し、国際交流を行う観光サービス業務」を排除する規定はないので、基本的には対応できると考えるが、個々の案件については詳細に確認しなければ回答はできない。											1306060	神戸市	国際みなと経済特区

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名				
40	法務省	0500320	外国人在留資格の「技能」項目の追加(マッサージ)	海外のマッサージ施術師を招聘し、良質の温泉とあわせ、本格的な海外のマッサージを海外のユーザーへ提供するため、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技能」の項に「マッサージ」を追加する。	「技能」の在留資格は「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」であり、法務省令において調理師、建築技能者、航空機操縦者等が該当する者として定められている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技能」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、「技能」の在留資格の項にマッサージを追加することであるので特区において実現できないか検討し、回答されたい。	マッサージは医療行為に類する活動であり、我が国では法律(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律)により免許の取得が求められていることから、「医療」の在留資格に該当し、「技能」の在留資格に該当する活動ではない。要望されているマッサージ師が日本での免許を有していることが前提である。			C-1	-					C-1	-	1307030	神戸市	六甲有馬観光特区		
41	法務省	0500360	外国人在留資格の「技能」項目の追加(サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関係事業における外国人熟練工就労)	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関係事業において、工期内工事の完成を図るため、モジュール(組立)やコーティングなどの特殊作業に外国人熟練工であって10年以上の経験を有しない者であっても就労できるようにする。	「技能」の在留資格をもって在留する者に該当する者として、外国に特有の製品の製造等技能者で10年以上の実務経験を有する者が定められている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技能」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関係事業において、工期内工事の完成を図るため、「技能」の在留資格をもって在留する者に該当する者として、外国人熟練工の就労を可能とすることを要望するものである。特区において実現できないか検討の上回答されたい。	外国人熟練工の実際の活動内容が判明しなければ回答できない。			C-1	-					C-1	-	1204010	石狩市	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区		
42	法務省	0500480	外国人在留資格要件(審査基準)の緩和「技能」	技術・ノウハウを持つ外国人を集団で招聘するため、全員が長期の実務経験者である必要はないこと。また、「技能」の在留資格について、現行10年以上の実務経験を3年程度に緩和し、また、報酬についても「日本人と同等以上」とされているが、優れた技術・ノウハウで日本人よりも効率的・低コストで施工・製造が可能なら、特区でワイン製造販売にかかるブレンダー及びソムリエと呼ばれる外国人技能者招聘する場合、「技能」の在留資格について、雑誌等に紹介された記事等著名であることなどの要件を加えた上、経歴要件を5年に短縮されたい。	「技能」の在留資格は、外国に特有の建築等技能者、外国に特有の製品の製造等技能者等であって10年以上の実務経験を有する者が該当する者として定められ、また、日本人と同等以上の報酬を受けなければならないことである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技能」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は我が国にない優れた技術・ノウハウを有する外国人を招聘するため「技能」資格の基準(実務経験、同等以上の報酬等)の緩和を求めているものであるから、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	建築技能者については、外国に特有の建築等技能を要する業務の実務経験が10年以上の者の指導監督を受けて従事する場合には、実務経験は5年でよいこととされている。ただし、外国人について低賃金労働を認めることは、適当ではない。	C D - 1		D-1	-							D-1	-	1197010	北九州市	北九州市国際物流特区
43	法務省	0500490	外国人在留資格要件(審査基準)の緩和「技能」(ブレンダー及びソムリエ)	ブレンダー及びソムリエと呼ばれる外国人技能者招聘する場合、「技能」の在留資格について、雑誌等に紹介された記事等著名であることなどの要件を加えた上、経歴要件を5年に短縮されたい。	「技能」の在留資格は、料理の調理等にかかる技能で外国において考案され我が国において10年以上の実務経験を有する者が該当する者として定められていることである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技能」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、ブレンダー、ソムリエで経験が10年に満たないが優れた能力を有する外国人技能者を、記事紹介等によりその分野において著名であることを証明する等の要件に加えた上で招聘するため「技能」の経歴要件「10年」を「5年」に短縮することを求めているものであるから、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	法務省のみで回答できない問題であるが、ソムリエについて、国際的なコンクールにおける優勝等の実績がある等客観的に高度な能力を有すると判断される場合には、「技能」の経歴要件を5年とすることについて関係行政機関との協議を要する。	C B - 1 (ただし、関係行政機関との協議を要する。)		B-1	-	関係行政機関と早急に協議の上、回答されたい。	ソムリエについて、国際的な規模で開催される競技会において受賞したことがある者等について、当該技能を要する業務に従事する場合には、現行10年の実務経験年数の要件を5年に短縮する。	B - 1				B-1	-	1376080	丹波町	丹波ワイン産業振興特区
44	法務省	0500330	デザイン研究者の資格要件の緩和	外国人デザイン研究者の在留期間を5年間まで延長し、また、在留資格要件を緩和されたい。	構造改革特別法第15条	構造改革特別法第15条	D-2	-	特区法第15条に基づき「特定活動」の在留資格を付与された外国人デザイン研究者は、資格外活動許可を取得すれば、芸術やデザイン業務に関わる活動全般に従事することが可能である。					D-2	-									2185010	丸正ニットファクトリー(株)	国際デザイン交流特区
	法務省				構造改革特別法第15条	構造改革特別法第15条	D-2	-	特区法第15条に基づき「特定活動」の在留資格を付与された外国人デザイン研究者の在留期間の上限は5年であり、また、法務省令に定める「研究」の在留に係る上陸許可基準は適用されない。					D-2	-									2185020	丸正ニットファクトリー(株)	国際デザイン交流特区
	法務省				構造改革特別法第15条	構造改革特別法第15条	D-2	-	外国人研究者が特区企業において研究活動を行い、その成果を利用して起業しようとする場合には、特区法第15条に基づき「特定活動」の在留資格が付与され、当該在留資格を変更することなく、研究から事業運営への活動変更が可能である。					D-2	-									2185030	丸正ニットファクトリー(株)	国際デザイン交流特区
45	法務省	0500350	外国人研究者等が特区企業と共同研究、開発や起業を容易にするため、特区で認められる在留資格や資格要件、在留期間の緩和と共に資格変更の申請を簡素化	外国人研究者等が特区企業と共同研究、開発や起業を容易にするため、特区で認められる在留資格や資格要件、在留期間の緩和と共に資格変更の申請を簡素化	構造改革特別法第15条	構造改革特別法第15条	D-2	-	外国人研究者が特区企業において研究活動を行い、その成果を利用して起業しようとする場合には、特区法第15条に基づき「特定活動」の在留資格が付与され、当該在留資格を変更することなく、研究から事業運営への活動変更が可能である。					D-2	-									1318030	大田区	OTA産業経済特区

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	
46	法務省 厚生労働省	0500370	「研修」の在留資格による介護分野での研修	介護分野において、介護保険法制定後、国家資格(介護福祉士)を要し、日本での技能習得向上を求める要望が多いので、「研修」の在留資格による介護分野での研修を目的とする外国人の受入れを認められたい。	-	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「研修」の項等	D-1	-	介護分野であることを理由に一律に研修生の受入れを認めないということではなく、「研修」の内容が「研修」の在留資格に係る左記法務省令等に定める要件(同一作業の反復でないこと、帰国後修得技術を要する業務に従事する予定があること、日本で修得する必要性等)に適合する場合には、研修生の受入れが可能であると考えられる。ただし、上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされている。	貴省の回答では「研修」の内容が「研修」の在留資格に係る左記法務省令等に定める要件に適合する場合には、「研修」の在留資格による受入れについて、分野の限定は行っていない。	現行制度において、「研修」の在留資格による受入れについて、どのような場合、介護分野で「研修」による受け入れができるのか具体的に示されたい。	D-1	-	-	どのような場合、介護分野で「研修」による受け入れができるのか具体的に示されたい。	介護技術の修得等について、同一作業の反復でないこと、帰国後修得技術を要する業務に従事する予定があること、日本で修得する必要性等の法務省令等に定める要件に適合する場合には、研修生の受入れが可能である。	-	-	D-1	-	2076010	恵北ビル管理株式会社	老人介護福祉特区
																					(新管理コード0500370と同一であり削除相当)	2076010	恵北ビル管理株式会社
47	法務省	0500420	「研修」資格による在留期間の延長	企業の経営基盤の安定、強化を図るため、外国人研修生、実習生について、在留期間を3年(研修1年、実習2年)から5年(研修1年、実習4年)に延長されたい。	研修、実習を合わせ、滞在期間は3年以内とされている。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	C	-	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状において、また、研修制度の趣旨と単純労働者受入れとの相違という観点からも、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当ではない。	提案者の要望は、地場産業の空洞化に歯止めをかけ、もの作りに関する産業集積を図ることを目的に優秀な外国人研修生、実習生の在留期間の延長を要望するものである。例えば、研修期間中において信頼性が確認できた場合に限定する等の代替措置を講じた場合、特区において同提案が実現できないか具体的に検討し、回答されたい。	我が国の研修制度の目的は、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与する国際貢献を目的としているものであり、地場産業の空洞化に歯止めをかけ、もの作りに関する産業集積を図ることを目的としている制度ではない。また、研修制度の目的は修得した技術等の海外移転を図ることにある。現行以上に研修・技能実習期間を延長することは、このような制度の目的に反することになりかねず、適当ではない。	C-1	-	-	-	C-1	-	1390010	西条市	外国人研修・技能実習制度特区			
48	法務省	0500530	「研修」の在留資格要件の緩和(受入れ人数枠)	企業の活性化と国際交流の発展を図るため、「研修」の在留資格について、受入れ人数枠に係る要件を緩和されたい。	「研修」の在留資格について、受入れ機関の常勤の職員の総数に対する研修生の受入れ人数が要件とされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「研修」の項等	A	-	「研修」の在留資格について、地方公共団体による指導等積極的な関与が行われていることを条件として、受入れ人数枠に係る要件を緩和することを検討する。ただし、上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされている。	早急に、受入れ人数枠に係る要件緩和の具体的事項につき検討ありたい。	法務省だけで回答できる問題ではないが、地方公共団体による指導等積極的な関与及び受入れ機関が過去に研修に係る不正行為を行ったことがないなど一定の条件の下、受入れ人数枠に係る要件の緩和措置を図るべく、検討を始めているところであり、早急に成案を得て、関係行政機関に協議する。	A	-	-	-	-	A	-	1391010	西条市	外国人研修・技能実習制度特区		
																			2132010	北斗国際交流事業協同組合	中国人研修実習受入れ特区		
																			2030040	三菱地所株式会社	国際人材育成・技術交流特区		
49	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010	技能実習移行対象職種等の拡大	技能実習移行対象職種等の拡大	技能実習移行対象職種(作業)に、対象技能が公的に評価できるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致したものを認定する制度の仕組みとして、職業能力開発促進法に基づく(技能検定(51職種、71作業)と(財)国際研修協力機構の認定する公益法人等の評価制度の仕組み(10職種、32作業)がある。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第41号)、技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年労働省公示)	E	-	職業能力開発促進法に基づく(技能検定の職種に農業一般等を追加することしなくとも、(財)国際研修協力機構に認定されれば、技能実習移行対象職種(作業)の拡大は可能である。			E	-	-	-	-	-	E	-	1293010	上勝町	外国人研修・技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	
																				1293020	上勝町	外国人研修・技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	
																				1293030	上勝町	外国人研修・技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
50	法務省	0500380	IT関連分野における「技術」在留資格者の在留期間延長	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要があるため、在留期間の上限を5年に延長されたい。	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長3年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みをとっている。	出入国管理法第2条第3項、出入国管理法施行規則第3条、別表第2	C	-	構造改革特別区域法第15条に基づき本年4月から実施予定の「外国人研究者受入れ促進事業」については、「研究」と併せて「経営活動」を行うとする外国人の活動形態の特殊性にかんがみ、現行制度において最長の在留期間である「3年」(ただし「永住」を除く。)を伸長して「5年」とすること等としたものであるから、当該事業の施行状況等を踏まえて検討する必要がある。	提案者の要望は、地域の産業集積を図るための「技術」資格における在留期間の延長であり、「研究」等他の資格とは区別して検討する必要がある。提案の趣旨を踏まえ、先の特定研究事業活動の例と同様に地方自治体が適切な代替措置を講じることにより、特区において先行的に実現することができないか具体的に検討し、回答されたい。	IT産業の振興を推進し、外国人IT技術者の受入れを促進することにより地域の活性化を図ろうとする地域において、同一の機関に所属して当該地域内の施設で3年を超える期間IT分野の業務に従事することが予定されているIT技術者につき、現行の「技術」の在留資格に係る基準に適合することを前提に、特定活動の在留資格を付与し、当該在留資格に伴う在留期間を5年とする特別措置を検討する。	C	A	A						1160030	大垣市	IT文化特区
																				1298030	岐阜県	IT特区
																				1299030	岐阜県	特定成長産業集積特区
																				1238020	宮城県	みやぎIT特区
51	法務省	0500450	IT技術者の「技術」在留資格の実務経験要件の短縮	外国人IT技術者が特区内の企業に就業した場合、「技術」の在留資格について10年の実務経験要件を短縮されたい。	-	出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、「技術」資格による在留資格を得る場合において、技術の進歩が著しいIT技術者については10年以上の実務経験期間を短縮することを要望するものであるため特区において実現できないか検討し、回答されたい。	IT技術者については、平成13年12月、その受入れ拡大を目的として、法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等であれば実務経験を要しないこととする措置を講じている。	C	D	D-1					1298020	岐阜県	IT特区	
																			1299020	岐阜県	特定成長産業集積特区	
																			1160020	大垣市	IT文化特区	
																			1238030	宮城県	みやぎIT特区	
1249020	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)																				

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要請事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
52	法務省	0500470	外国人(技術者の在留資格要件の緩和(「技術」(派遣会社社員の在留資格を付与))	「技術」の在留資格について、技術者が派遣される企業との契約が求められ、派遣会社社員となっただけでは在留資格が認められないため、技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を付与されたい。	-	出入国管理及び難民認定法別表第1	D-1	-	外国人が実際に就労活動に従事する派遣先企業が確定していれば、派遣会社に雇用されている外国人について「技術」等の在留資格で受入れを認めている。	提案者の要望は地域における産業集積を促進する観点から技術者が国内の派遣会社の社員となった場合から「技術」資格による在留を認めるを求めているものであるが、貴省の回答ではこれに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。	外国人(技術者が本邦の派遣会社の社員として雇用契約を結び就労することは技術の在留資格を取得することの妨げとはならない。ただし、自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事することを立証する必要がある。他の企業等へ派遣され稼働する場合、一般的には、派遣先及び予定職務等が確定しており、かつ、常勤職員として雇用されることにより立証されている。			D-1	貴省の回答では「他の企業等へ派遣され稼働等が確定しており、かつ、常勤職員として雇用されることにより立証されている」とあるが、どの程度派遣先企業について特定されている必要があるか確認されたい。	現行法上、「技術」の在留資格取得許可手続等において、派遣先が確定していないにもかかわらず不許可とするものではないが、その旨を迅速等を出して明確化する。なお、派遣先企業が複数あるうちのいずれかである場合でも、「特定」されているとして取り扱うことは可能である。			D-1	1298060	岐阜県	IT特区
53	法務省	0500440	外国人(技術者の在留資格要件の緩和(外国の専修学校卒業生への「技術」の在留資格付与))	専修学校の卒業生(専門士及びこれと同等以上の者)が特区内の企業に就業した場合には、「技術」の在留資格に係る学歴要件に適合することとされたい。	-	出入国管理及び難民認定法第20条	D-1	-	専門士の称号を取得した者については、専修学校における修得内容と従事しようとする業務との間に関連性が認められるときは、「技術」等の在留資格への変更が認められている。	貴省の回答は、提案者の要望にある専修学校の卒業生(専門士及びこれと同等以上の者)を「技術」の在留資格と認めるものと解してよいか。	提案者の要望にある「専門士及びこれと同等以上の者」の「これと同等以上の者」の具体的な内容が明らかでない中で正確な回答ができないが、専門士の称号を取得した者で、かつ、専修学校における修得内容と従事しようとする業務との間に関連性が認められる場合は、「技術」等の在留資格へ変更することができる。			C-1	貴省の回答では「専門士の称号を取得した者で、かつ、専修学校における修得内容と従事しようとする業務との間に関連性が認められる場合は、「技術」等の在留資格へ変更することができる」とあるが、提案者は「外国の一部の情報関連試験の合格者を「同等以上」の者として認める運用がなされているが、高度な教育を行っている専修学校の卒業生(専門士及びこれと同等以上の者)を認める制度がない」としているため、これを認める特措案が構築できるか、具体的に検討し、回答されたい。	情報処理技術者試験については、各国試験との相互認証を踏まえ、大卒相当以上の知識・技術水準以上にあると見なすことができる試験等について大卒同等以上の者として認める措置を講じているところ、専門士についてはこうした制度がないため対応が困難である。			C-1	1160010	大垣市	IT文化特区
54	法務省 厚生労働省	0500540	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「サハリン石油・ガス開発プロジェクトにおけるロシア人技術者の雇用」)	「サハリン石油・ガス開発プロジェクト」において、石油・ガス関係など特殊技術が必要な分野におけるロシア人技術者の雇用を可能とされたい。	-	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、サハリンプロジェクトに限りロシア人技術者の就労を特区において可能とするためを求めるとあるから、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	技術者については、現行制度の下において、本邦の公私立の機関が一定の経歴を有し、日本人と同等以上の報酬を受けて自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する者を雇用した場合に当該技術者の入国は可能である。	C	D	D-1	技術者については、現行制度の下において、本邦の公私立の機関が一定の経歴を有し、日本人と同等以上の報酬を受けて自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する者を雇用した場合に当該技術者の入国は可能である。			D-1	1082020	稚内市	国際交流特区	
55	法務省	0500980	外国人の在留資格要件の緩和(「技術」の在留資格の実務経験要件短縮)	「技術」の在留資格要件については、「10年以上」を「3年以上」に短縮されたい。	-	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。					C-1					C-1	1250020	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)
56	法務省	0500390	外国人の在留期間の延長(「投資・経営」「法律・会計業務」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」の在留期間一律3年間の延長)	特区内の専業者には在留期間の特例措置が認められたが、その他の優秀な技術や技能、専門知識等を有する外国人ビジネスマンに対しても在留期間を一律3年間に延長する措置	-	-	D-1	-	平成11年から、主な就労資格について、在留管理上の問題等がなければ原則として最長の在留期間を付与する措置をとっている。					D-1					D-1	1220010	兵庫県	国際経済特区

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
57	法務省	0500520	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「企業内転勤」の在留資格要件に研究を付加)	「企業内転勤」の在留資格について、企業が海外で優秀な人材(研究者等)を採用した場合、直ちに日本に呼び寄せ、1年以上の業務に従事することを要とし、研究の業務を対象に加えられることとされたい。	「企業内転勤」の在留資格要件として「申請に係る転勤の直前に外国にある本店支店その他の事業所において1年以上継続して、技術・又は人文知識・国際業務」の業務に従事していることとされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「企業内転勤」の項	C		外国にある本・支店等の職員が本邦にある事業所に転勤する場合であっても、「研究」の在留資格に係る要件に適合する者は「研究」の在留資格で入国することができるのであり、この場合には、1年以上の勤務実績は不要である。	提案者の要望は、特区において技術または人文知識・国際業務に従事する外国人の「企業内転勤」資格による在留資格審査基準緩和を求めているものであるが、貴省からの回答はこれに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。	企業内転勤の在留資格は、技術、人文知識、国際業務の在留資格に該当する活動を行う外国人のうち同一企業内の転勤者として我が国の事業所において限られた期間勤務する者について、技術や人文知識、国際業務の在留資格とは別の基準により受け入れるものであり、企業内転勤の基準に該当しない者は、技術、人文知識、国際業務の在留資格の形態により入国することも可能である。	C	D	D-1					D-1	1306110	神戸市	国際みなと経済特区
58	法務省	0500970	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「企業内転勤」の在留資格要件緩和(経営・管理経験不要、直前の継続勤務期間短縮、一定以上の特区指定区域内の不動産所有、更新時の利益要件の撤廃)	「企業内転勤」の在留資格要件について、「1年以上、を6ヶ月以上」に短縮されたい。	「企業内転勤」の在留資格要件として「申請に係る転勤の直前に外国にある本店支店その他の事業所において1年以上継続して、技術・又は人文知識・国際業務」の業務に従事していることとされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「企業内転勤」の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。			C-1	-					C-1	1249030	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	
59	法務省 厚生労働省 (医政局指導課)	0500430	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(日本国の医師免許を持つ外国医師の離島病院での診療)	日本国の医師免許を持つ外国人に、医師の確保が困難な離島にある病院での診療に係る業務を容認する。	外国医師が日本において医療活動を行うためには、ビザ申請人が医師等の業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受けて従事すること、外国人が行う医療活動が、次のいずれかの場合、医学の課程を修めて卒業した者が、当該大学6年以内の期間中に当該大学の病院等において研修を行う場合、医師の確保が困難な	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	C	-	「医療」の在留資格要件として、へき地等の診療所において診療に従事することとしているのは、へき地等において医療サービスを受ける機会を保障するために設けられた特例的な措置であり、これを拡大することは不適当。	本提案の要望は明らかに医師が不足しているへき地の病院においてその医師を充足するための要望である。同提案の主旨に鑑み、特区において実現することができないか具体的に検討し、回答されたい。	厚生労働省における検討を踏まえ、回答することとした。なお、基準省令の改正については関係行政機関との協議が必要である。		C-1	-	関係行政機関と早急に協議の上、回答された。	日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、医師の確保が困難な地域の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、「病院」にも拡大する。			B-1	1136020	長崎県	しま交流入口拡大特区
60	法務省	0500500	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」資格の審査基準を緩和、「短期滞在」資格での在留期間を延長)	外国企業の国内進出のための準備活動については、「投資・経営」資格の審査基準を緩和されたい。また、「短期滞在」資格に対応する在留期間を延長するたい。	「投資・経営」の在留資格要件として「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事し、営まれる規模のものであること」とされている。また、「短期滞在」資格については在留期間が90日、30日又は15日とされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第1	D-1	-	外国企業の国内進出のための準備活動を目的とする外国人については、「短期滞在」の在留資格による受入れが可能である。なお、適正な準備活動が継続しており、相当と認められる場合は、更新を認めることとする。	特区における外資導入を促進するという提案者の要望の主旨に鑑み、外国企業の国内進出のための準備活動を目的とする外国人について「投資・経営」資格にて在留することが特区において実現できるが、具体的に検討し、回答されたい。	外国企業の国内進出のための準備活動は事業の経営・管理を行う活動ではなく、また、本邦における就労活動ではないことから、かかる活動を行う者を就労資格である「投資・経営」の在留資格により受け入れることはできない。		C-1	-				C-1	1197030	北九州市	北九州市国際物流特区	
																				1220020	兵庫県	国際経済特区



No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名		
61	法務省	0500510	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」資格要件緩和)	「投資・経営」の在留資格について、「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」とされる要件を撤廃されたい。	「投資・経営」の在留資格の要件として「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」とされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。	提案者の要望は、地域において国際的なビジネス交流の拠点形成するための障害除去としての「投資・経営」資格の審査基準緩和を求めているものから早急に検討されたい。	「投資・経営」の在留資格は、日米通商航海条約等を受けて相当額の投資をした外国人が投資した企業の経営・管理に従事する活動に規定するものであり、事業規模の要件を廃止していかなる規模の事業でも外国人の受入れを認めることはできない。なお、相当額の投資をしていない企業の経営又は管理に従事する活動は、例えば、経営学の分野に属する知識を要する場合には人文知識・国際業務の在留資格の問題となるが、人文知識・国際業務の在留資格に係る基準には、事業規模の要件は定められていない。			C-1	-					C-1	-	1306100	神戸市	国際みなと経済特区
																						1325050	横浜市	交流特区
																						1220030	兵庫県	国際経済特区
61	法務省	0500510	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」資格要件緩和)	「投資・経営」の在留資格について、「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」とされている。	「投資・経営」の在留資格の要件として「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」とされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の項	C	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。なお、2人以上の従業員を雇用していない場合でも、投資額が年間500万円以上であればよいこととされている。					D-1	-				D-1	-	1249030	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	
																					1250030	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアパイオ地区)	
																					1249030	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	
62	法務省	0500960	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「投資・経営」の在留資格の取得更新要件の緩和)	「投資・経営」の在留資格の取得及び更新について、「一定以上の特区区域内の不動産所有をもってこれを許可されたい。	「投資・経営」の在留資格の要件として「当該事業がその経営又は管理に従事するもの以外に2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」とされている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の項	D-1	-	上陸許可基準に係る法務省令(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正は、制度上、関係行政機関の長と協議するものとされており、また、外国人労働者受入れの在り方に関わる事項については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討する必要がある。なお、在留資格の取得の要件のひとつとして年間投資額が500万円以上であることとされていること、当該年間投資額には本邦の事業所として使用する施設である不動産の所有も加味していることである。また、「投資・経営」の在留資格は事業経営・事業管理の活動を行う者を対象としたものであり、不動産投資を行ったことのみをもって「投資・経営」の在留資格を付与することは不適当である。			D-1	-	提案者の意見では「利益が出ていないと立証の更新は困難である」とある。事業が継続的、安定的に営まれることの要件について確認されたい。	「投資・経営」の在留資格該当性についての立証方法について、解釈を明確化する通達等を発出する。			D-1	-	1250030	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアパイオ地区)		
																				1249030	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)		

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名			
63	法務省 外務省 国土交通省	0500560	海外からのびげなし選航の特例(サハリンプロジェクト関連の石油掘削船の船員手帳による特例上陸許可)	サハリンプロジェクト関連の石油掘削船が修理のため入港する際に、当該船員について船員手帳による特例上陸許可を認める。	入国審査官は、外国人である乗員(本邦において乗員となる者を含む。)が、船舶等の乗換え、休養、買物等の目的で、15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合には、乗員上陸を許可することができる。	出入国管理及び難民認定法第16条	D-1	-	船舶等の通常の運行に必要な業務に従事する船員については、船員手帳により乗員上陸許可が認められている。	提案はサハリンプロジェクト関連の石油掘削船の船員を船員手帳による上陸を認めてほしいというものである。提案の主旨に鑑み、要望が実現できないか検討し、回答されたい。	船員手帳を有する船舶の乗組員については乗員上陸許可の対象となる。			D-1	-				D-1	-	1082010	稚内市	国際交流特区		
64	法務省	0500580	外国人登録証明書の代理受領権者の拡大	外国人登録証明書の代理受領権者の拡大	外国人登録法第5条2項の規定による市町村の長の指定する期間内に交付される登録証明書の受領については、当該外国人の同居の親族が当該外国人に代わってこれを行うことができる。	外国人登録法第15条第3項	C	-	外国人の負担軽減という観点からは、平成11年の法改正により、代理受領の要件の緩和という形で対応している。そもそも、外国人登録証明書は、外国人の身分関係及び居住関係を即時的に把握するために常時携帯義務が課せられていることから、本人が確実に受領するのが原則であり、代理受領権者を安易に拡大すべきではない。	貴省からの回答では「本人が確実に受領することが原則であり、代理受領権者を安易に拡大すべきではない」としているが地方自治体が適切な代替措置を講じることにより、特区において要望を実現することができないか検討し、回答されたい。	16歳以上の外国人は外国人登録証明書の常時携帯義務が課されており、審査官等から提示を求められればこれに応じなければならないとされている(外国人登録法13条1項及び2項)ところ、これら常時携帯義務及び提示義務はいずれも罰則によって担保されている(18条6項、7項及び18条の2第4号等)。このような制度の下で、登録証明書の代理受領を同居者以外の者にまで広げるのは、本人自身の受領・携帯・提示との関係や上記の義務及び罰則との関係で調整が極めて困難であり、受領・携帯・提示という一連の義務を罰則で担保するという現在の外国人登録制度の根幹を揺るがすこととなる。						C-1	-	提案者の意見では「現状では、本人が仕事を中断もしくは休んで手続きをしなければならない。地域事情を考慮する中で検討願いたい」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	外国人登録証明書の常時携帯義務等の趣旨にかんがみ、本人受領の確実性を担保するためには、代理受領権者の拡大は困難である。	1153060	浜松市	外国人との地域共生特区		
65	法務省	0500590	外国人登録手帳申請書類のポルトガル語、中国語等併記	外国人登録手帳申請書類のポルトガル語、中国語等併記の正式な申請書を作成する。	日本語、英語併記の外国人登録申請書を使用している。	-	C	-	英語以外の外国語を併記した申請書を作成することとした場合、申請書類が増えることから、一枚当たりの印刷コストが増加することとなる。行政経済上好ましくない。また、申請窓口における外国人との意思疎通を図る一助として、9か国語(ポルトガル語、中国語)による詳細な「外国人登録申請書記入見本集・外国人登録手続案内見本集(平成14年3月版)」及び所要の改訂を行った「外国人登録事務手続外国語会話集(平成14年3月版)」を全国の市区町村に既に配布している。	貴省の回答では「申請書類の種類が増えることとなることから、一枚当たりの印刷コストが増加することとなるので、行政経済上好ましくない」とあるが、例えば様式のみを多言語化し、印刷コストは地方自治体で負担する等の代替措置を講じることにより、特区において実現することができないか具体的に検討し、回答されたい。	市区町村における外国人登録事務に要する経費は、専ら国の利権に由来するものであるため、全額国が負担(地方財政法第10条の4)することとされていることから、特区において申請書の印刷経費を負担することとした場合、同法に基づいて外国人登録制度そのものの整合性が問題となるものと考えられる。	C	D	D-1	-	地方自治体が自主財源によりポルトガル語等を併記した外国人登録手続申請書類を作成し、同申請書により申請が行われることは妨げない。	1153070	浜松市	外国人との地域共生特区						
66	法務省	0500600	外国人技能労働者の在留資格申請書類の簡素化	外国人技能労働者の在留資格申請書類の簡素化	在留資格認定証明書の交付申請においては、在留資格に応じた立証資料等を提出することとされている。	出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2	C	-	在留資格認定証明書交付申請における提出資料については、これまでも簡素化を図ってきており、現在提出を求めている資料は、外国人が本邦において行おうとする活動が上陸条件に適合していることを立証するために必要不可欠なものである。	提案者の要望は、必要書類の削減のみならず、コピーによる代用、書類受理から審査結果通知までの期間の明確化を含むものである。貴省の回答ではこれらに対して回答していないと考えられるので、具体的に検討し、回答されたい。	提出資料については、すべて原本の提出を求めるとはならず、原本を提示した上でコピーを提出する又はコピーのみを提出することを認める等、その資料の性質に応じて柔軟に取り扱うこととしている。また、処理期間については、申請ごとに必要となる審査の内容も異なるので処理期間を一律に定めることはできないが、「特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業」の実施により、特区の特定事業等に係る外国人の在留資格申請については、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理することとしている。	C	D	D-1	-	1197020	北九州市	北九州市国際物流特区							
67	法務省	0500610	外国人技能労働者の在留資格申請書類の迅速化	外国人技能労働者の在留資格申請書類の迅速化	-	-	D-2	-	「特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業」の実施により、特区の特定事業等に係る外国人の在留資格申請については、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理することとしている。					D-2	-				D-2	-	1197020	北九州市	北九州市国際物流特区		
68	法務省	0500630	「在留資格認定証明書」の外国語による交付申請	在留資格認定証明書交付申請において、立証資料等を外国語で提出することを認められたい。	認定証明書交付申請の提出書類が外国語で作成されているときは、資料に訳文を添付しなければならない。	出入国管理及び難民認定法施行規則第62条	D-1	-	英語で作成された資料については、訳文の添付を省略する等により、柔軟に対応している。	訳文が英語で添付されている場合も認められるか検討の上、回答されたい。	英語以外の外国語で作成された資料について英語による訳文が添付されている場合は、日本語による訳文がなくても認める等できる限り柔軟に対応している。			D-1	-				D-1	-	1260040	宮崎県	リゾート宮崎 1特区		
69	法務省	0500640	「短期滞在」の在留資格から「就労可能な在留資格」への変更の容認	「短期滞在」から「就労可能な在留資格」への変更を認められたい。	在留資格「短期滞在」で在留する外国人から在留資格の変更は、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しない。	出入国管理及び難民認定法第21条第3項	C	-	「短期滞在」の在留資格により入国する外国人は、業務連絡等のための短期間の滞在を目的としていることから、査証が比較的簡易に発給され、又は査証を必要とされることなく、簡便な入国審査により上陸が認められること、このような「短期滞在」で在留している者について制限なく(在留資格の変更を認めると、査証制度及び在留資格認定証明書制度の形骸化を招くこととなり、適当でない。	本提案が認められなければ、先に回答いただいた留学生の卒業後の在留資格を「短期滞在」に変更し就職活動を行うことを認める措置を講じた場合は、当該「短期滞在」の在留資格から就労するための在留資格への変更が可能となる。	留学生在が卒業後に在留資格を「短期滞在」に変更し就職活動を行うことを認める措置を講じた場合は、当該「短期滞在」の在留資格から就労するための在留資格への変更が可能となる。	C	D	C-1	-	提案者の意見では「短期滞在者に制限なく(在留資格の更新を認めるということではなく、他の在留資格同様、本邦に居ながら在留資格の変更手続きを行うことを認めるということであり、...審査等を行うことを前提として...変更が適当であれば他の資格同様に在留資格の変更が可能となるよう検討いただきたい」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	「短期滞在」の在留資格により入国した外国人については、査証制度等にかんがみ、他の在留資格と同様に在留資格の変更を認めることは適当でない。	1220100	兵庫県	国際経済特区					
70	法務省	0500650	留学生の永住権取得要件としての在留期間の短縮	地域におけるIT関連の顕著な外国人材の定着を図り、経済交流を推進するため、永住権の取得要件として必要な10年以上の期間について、相当程度(学部修学期間である4年程度)に短縮する。	本邦の大学を卒業した留学生は、卒業と同時に永住許可を受けなければならないが、就労資格又は居住資格への在留資格変更許可を受けた後、一定期間の在留歴を有するようになっていることから、これを認めることができる。留学生在が卒業した後本邦内で就職した場合、永住許可の一般原則に係る要件のうち居住要件については、「引き続き10年以上本邦に在留していること」のほか、この10年以上在留している期間のうち	出入国管理及び難民認定法第22条	C	-	「永住者」とは、その生涯を本邦に生活の本拠をおいて過ごすものであるが、永住許可において在留歴「10年」及びこのうち就労資格又は居住資格による在留「5年」を要するとされていることについては、申請人の在留の態様、家族・親族状況等から見て我が国社会との有機的関連が相当強くなっていると考えられ、当該期間の在留をもって我が国社会の構成員として認められるものと評価し得るためである。しかし、「留学」の在留資格は学ぶことがその活動内容であるため、長期にわたり本邦に在留していても生活の本拠が本邦内にあるとは言えないことから、就職後一定期間の在留歴を有することが必要とされるものである。なお、本邦の大学を卒業した留学生は、相当と認められるときは就労資格への変更ができること、就労を目的として就労資格により本邦での在留を継続する場合において、永住許可を受けなければ安定した就労環境を提供できないとはいえないものと見られる。							C-1	-				C-1	-	1260010	宮崎県	リゾート宮崎 1特区
71	法務省	0500660	外国人の転職等に伴うびげ取得時の一時出国の緩和	外国人の転職等に伴うびげ取得時の一時出国の緩和	-	-	E	-	本邦において就労可能な在留資格をもって在留している外国人が、転職して引き続き同一の在留資格に該当する活動を行う場合は、一旦出国することなく、在留期間の更新許可を受けることが可能である。													1260050	宮崎県	リゾート宮崎 1特区	

No.	所管官庁	管理コード	特例事項	特例要望事項	制度の現状	該当法令・条項等	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	措置分類の見直し	措置内容の見直し	特区室措置の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名
71	法務省	0500000	帰国一時帰国時の緩和	外国人の転職等に伴うビザ取得時の一時出国の緩和	-	-	E	-	本邦において就労可能な在留資格をもって在留している外国人が、転職して引き続き同一の在留資格に該当する活動を行う場合は、一旦出国することなく、在留期間の更新許可を受けることが可能である。					E					E	1260050	宮崎県	リゾート宮崎IT特区
72	法務省	0500690	日本語教育機関の既存校と新規校間における「就学」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付率の格差を是正されたい。	日本語教育機関の既存校と新規校間における「就学」の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付率の格差を是正されたい。	規制自体存在しない。	-	E	-	外国人の入国・在留に関する諸申請については、個別審査が原則であり、外国人の受け入れ機関が既存校かあるいは新規校であるかにかかわらず適正に審査しているところである。					E				E	2029060	個人	地域の中の日本語学校	
73	法務省	0500700	日本語学校において日本語教育活動を行う場合、外国人日本語教師の導入を可能とされたい。	日本語学校において日本語教育活動を行う場合、外国人日本語教師の導入を可能とされたい。	-	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「人文知識・国際業務」の項	D-1	-	日本語学校での語学指導については、「人文知識・国際業務」の在留資格により現在でも可能である。					D-1				D-1	2029070	個人	地域の中の日本語学校	
74	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	0500940	CIQの業務を共同で県等に対する一元委託	CIQの業務を共同で県等に対し委託を行い、一元化を図る。	外国人の入国・在留に関する処分は、国家・国民の利益と外国人の人権保障との調和をとりながら、国家の主権の行使として国が行っているものであり、入管法上、入国・在留の許可権限は入国審査官又は法務大臣が行使用することとされている。	-	C	-	外国人の入国・在留の許可は、国家・国民の利益と外国人の人権保障との調和をとりながら、国家の主権の行使として国が全国一律の基準・手続の下で行うべきものであり、当該業務を地方自治体に委託することは困難である。					C-1				C-1	1246010	茨城県	国際物流特区	
75	外務省 法務省	0501020	在留資格「短期滞在」の在留期間の延長(向在留資格で本邦在留中の外国人(研究者・技術者等)の在留期間を180日に延長)	在留資格「短期滞在」の在留期間は最長90日であるため、半年程度の滞在が必要な場合であってもいったん帰国することとなること、向在留資格で本邦在留中の外国人(研究者・技術者等)の在留期間を180日に延長する。	在留期間制度は、一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認して、引き続き在留を認めること、組みをとることにより、外国人の適正な在留管理を図ること、出入国管理及び難民認定法第21条第2項は、在留期間の更新を受けようとする外国人は在留期間の更新を申請し	出入国管理及び難民認定法第2条第3項、第21条 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第2	D-1	-	在留資格「短期滞在」の在留期間「90日」を付与された研究者・技術者等の外国人が在留期間の更新許可申請をした場合、「短期滞在」の在留資格該当性が認められること、滞在中の費用を支弁し得ることについての立証が行われていること及びその他入国目的の継続を必要とする合理的な理由がある場合には、在留期間更新を許可しているところであり、同許可を受けた外国人は、引き続き90日つまり入国日から通算して180日滞在することが可能となる。	貴省からの回答をもって提案者の要望に対応できると考えてよいのか。				D-1	申請人が措置の概要(対応策)記載の条件を満たす場合、在留期間更新の許可によって対応することができる。			D-1	1306120	神戸市	国際みなと経済特区	